

小田原市農業振興計画策定業務プロポーザル参加者質問一覧

質問内容	回答内容
1 企画提案書を作成するに当たり、既存の小田原市農業振興計画、小田原市農業振興計画基礎調査業務結果報告書の詳細資料、小田原市農業振興地域整備計画基礎調査業務結果報告書、小田原市農業振興地域整備計画の閲覧は可能か。	窓口にて閲覧可能です。（市役所4階行政情報センターにてコピー（自費にて）も可能です）
2 企画提案書は15枚以内とあるが、表紙を含め30ページ以内ということか。	表紙を含め30ページ以内です。
3 企画提案書は社名の記載を無しとすべきですか、記載すべきか。	社名は記載しないでください。
4 審査項目の見積額「合理的で経済性に優れているか」について、提案する業務内容と見積額を勘案して経済性を判断するのか。それとも、業務内容を勘案せず、より安価な場合に優れていると判断するのか。	提案する業務内容と見積額を勘案して経済性を判断します。
5 電子入札共同システムに登録されている場合、添付資料はつけなくてよろしいか。	電子入札共同システムに登録されている場合、「小田原市農業振興計画策定業務公募型プロポーザル実施要領5参加申込（1）提出書類」に記載されている以外の添付資料は必要ありません。
6 書類審査後のプレゼンテーション審査における優先交渉者の選定は書類審査の得点は加味せず、プロポーザル採点表の得点のみで判断されるのか。	プレゼンテーション審査における優先交渉者の選定は書類審査の得点は加味せず、プロポーザル採点表の得点のみで判断します。
7 見積書は、年度ごとに作成すればよろしいですか。	年度ごとの内訳について特別なご希望があれば総額とともに記載してください。 ただし、「小田原市農業振興計画策定業務公募型プロポーザル実施要領」にある見積額については総額のみを審査対象とします。内訳については、第一交渉権者と協議の上で決定するものであり、お応えできない場合もあります。